

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

ひとり親世帯

■対象者

(1) 令和5年3月分の児童扶養手当が支給された方※¹（申請不要。対象者は支給済みです）

(2) 公的年金等※²を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方※³※⁴【要申請】

(3) 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方【要申請】

※「児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象になります。

※²遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※³既に児童扶養手当受給資格者として³の認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額、または一部を停止された⁴と推測される方も対象となります。

※⁴児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

ひとり親世帯以外

■対象者

(1) 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者であった方（申請不要。対象者には支給済みです）

(2) 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります）であつて令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方【要申請】

共通事項

■給付額

児童1人当たり一律5万円

■手続きに必要なもの

本人確認書類、通帳の写し、収入額が分かる書類（※ひとり親世帯の方は、年金額が分かる書類も必要です）

■申請場所 福祉課、各総合支所

■申請期限 令和6年2月29日(木)

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体を支援します

飼い主のいない猫を捕獲（Trap）し、不妊・去勢手術（Neuter）を実施し、元の場所へ戻す（Return）ことで、その地域における飼い主のいない猫を徐々に減らす活動があります。この活動は、それぞれの頭文字をとってTNR活動と呼ばれ、過酷な環境で生きる不幸な猫や、保健所へ収容・殺処分される猫を減らすことを目的に実施されます。また、飼い主のいない猫を原因とするふん尿被害等の問題を減少させることも期待できます。

町では、このような活動を通じて、飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体および地域に対し、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金」を交付します。

■対象者

町内で飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等を行っている3人以上で構成する団体および地域（自治会等）

■補助額

1団体あたり10万円を上限に対象経費の2分の1を補助

■補助対象経費

不妊・去勢手術費用（V字カット代を含む）、消耗品費、飼育器具等の備品購入費、健康診断・予防接種費、印刷製本費、会場使用料、広告宣伝費等

■申請期間

7月1日～令和6年1月31日（※予算がなくなり次第終了となりますのであらかじめご了承ください）

■申請方法

申請様式等は、生活衛生課で配布します。また、町ホームページからも印刷できます。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301

周防大島町久賀5134

生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820-79-1012

